介護保険サービス事業者における事故発生時の報告の取扱い(標準例)

1 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者(以下、「各事業者」という。)が行う介護 保険適用サービスとする。

2 報告を要する事故等

事業者は、次の①~④の場合、市町村へ報告をする。

‡	報告事項区分	報告內容説明
1	サービスの提供による利 用者のケガ又は死亡事故 の発生	 ケガの程度は外部の医療機関で治療(施設内の同程度の治療を含む。)を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない。 ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。 「サービスの提供による」とは、送迎も含むものとする。利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
2	食中毒及び感染症の発生	MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。 関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。
3	職員(従業者)の法令違 反・不祥事件等の発生	利用者の処遇に影響があるものとする。 (例 利用者からの預かり金の横領等)
4	その他、報告が必要と認め られる事故の発生	例 利用者等の保有する財産を滅失させた。 等

3 報告の方法

- (1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに電話又はFAXで報告(第一報)をする。
- (2) 事業者は、その後の経過について、順次市町村へ報告をする。
- (3)報告の様式は、別添「介護保険事業者事故等報告書」を標準とする。
- (注1) 第一報やその後の経過の報告様式は適宜作成してもよいが、事故処理の区切りがついたところで別紙様式「介護保険事業者事故等報告書」に整理をし、報告をする。
- (注2) 市町村で既に定められた様式がある場合は、それを用いても差し支えない。

4 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

- ① 被保険者の属する保険者(市町村)
- ② 事業所が所在する保険者(市町村)
- (注 報告には個人情報も含まれるため、各市町村ではその取り扱いに十分注意をすること。

5 報告を受けた市町村の対応

報告を受けた市町村においては、事故等に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応に応じて保険者としての必要な対応を行うものとする。

この場合、当該被保険者の属する市町村(上記4の①)が主たる対応を行うものとするが、

事業者等への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在する市町村(上記4の②)と連携を図り対応をするものとする。

〔必要な対応例〕

- ① 事業所の事故等に対する対応の確認
 - ⇒ 必要に応じ事業所の対応への助言を行う。 例えば、事故等への対応が修了していないか、又は、明らかに対応が不十分である場合 は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導を行う。
- ② 県、国保連合会への報告
 - ⇒ 指定基準違反の恐れがある場合や後日トラブルが発生する可能性があると判断される場合等重要と思われる事故等について、県に報告をするとともに特別指導が必要な場合には 県と連携をとり指導をする。

(※県は、市町村の受け付け総件数等について別途報告を求めることがある。) また、利用者等から苦情があった場合には、必要に応じ国保連の苦情処理機関と連携を図り対応をする。

6 事故等報告後の対応等について

この取り扱いは標準例であり、各市町村がすでに要領等を定めている場合は、その指示によること。